

多古出張所事務所の移転について

平成 23 年 3 月 28 日より、多古出張所の事務所が両総用水第 2 揚水機場内 1 階事務室に移転しました。

1. 新事務所所在地

〒289-1746

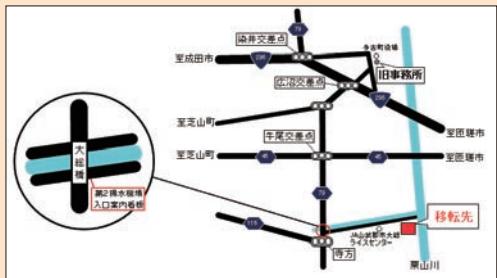
千葉県山武郡横芝光町寺方 515 番地 1

(両総用水第 2 揚水機場内 1 階事務室)

TEL: 0479-82-8820

FAX: 0479-82-8851

2. 案内図



両総用水第 2 揚水機場

忘れていませんか届出!!

【こんな時は必ず届出をお願いします】

市町村・法務局・農業委員会等に届出済、または所有権が移転済であったとしても、農地の移動・組合員資格に変更等がある場合には、必ず当土地改良区へ届出ください。

届出がなければ、土地台帳が変えられず、賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますのでご注意ください。

■組合員の資格等の変更があった時

1. 組合員を変更する場合
(相続・農業者年金の受給又は経営移譲)
2. 農地を売買・交換した場合
3. 住所の変更をする場合
4. 農地の賃貸借又は解約した場合

組合員資格得喪通知書を提出してください。
※口座振替をご利用中の方は、併せて更新手続きをお願いします。

※ 売買等による農地の移動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと土地改良法第 42 条の規定により農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、事前に確認をお願いします。

「組合員資格得喪通知書」は最寄りの出張所にあります。また、当土地改良区ホームページ
(URL:<http://www.ryoso-lid.or.jp>) からもダウンロードできます。

■農地を農地以外に転用する時

1. 宅地・店舗等へ転用する場合
2. 公共用地（道路等）へ転用する場合

「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、
「開発行為等に伴う排水同意申請書」を
提出し必要な決済を行ってください。

※ 農地転用には決済金が必要になります。この決済金は、受益農地を転用することにより土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金が加重負担にならないよう必要となるものです。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地（道路・河川敷等）として買収され転用される場合にも決済金が必要になります。

農地転用等の申請書は、最寄りの出張所にあります。